

枚方市訓令第 4 号

枚方市職員健康管理規程等の一部を改正する訓令

(枚方市職員健康管理規程の一部改正)

第1条 枚方市職員健康管理規程(昭和39年枚方市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第12条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規程を適用する。

(枚方市辞令式の一部改正)

第2条 枚方市辞令式(昭和58年枚方市訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「(」の次に「地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等、同法第28条の5(第5項を除く。)の規定による管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例による任命並びに」を加える。

別記文例5の項第2号を次のように改める。

(2) 降任等

イ 地方公務員法第○条第○項第○号の規定により○○に降任する

ロ 地方公務員法第28条の5第○項第○号の規定により異動期間を延長し、○○に降任する(○○を命ずる)

(枚方市職員の事務引継ぎに関する規程の一部改正)

第3条 枚方市職員の事務引継ぎに関する規程(昭和60年枚方市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(枚方市職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正)

第4条 枚方市職員の人事評価の実施等に関する規程(平成30年枚方市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市職員の事務引継ぎに関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(同条例第1

条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、第3条の規定による改正後の枚方市職員の事務引継ぎに関する規程の規定を適用する。

（枚方市職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の枚方市職員の人事評価の実施等に関する規程の規定を適用する。